

令和5年 No.1

- 国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程等の一部を改正する規程の制定
- 国立大学法人東京学芸大学宿舍貸与者等の選定等に関する取扱要項等の一部を改正する要項の制定

改正理由

理事及び副学長の職務分担の見直し及び事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

理事及び副学長の職務分担の見直し及び事務組織の再編に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、関係審議機関には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年1月6日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第1号

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程（平成17年規程第30号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学大学戦略会議規程（平成29年規程第20号）
- (3) 東京学芸大学組織再編検討委員会規程（令和2年規程第31号）
- (4) 学生の短期派遣及び外国人留学生の受入によるグローバルキャンパス構築とグローバル教育人材育成プロジェクト実施委員会規程（令和4年規程第15号）

国立大学法人東京学芸大学宿舍貸与者等の選定等に関する取扱要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和5年1月6日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学宿舍貸与者等の選定等に関する取扱要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学宿舍貸与者等の選定等に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学戦略評価推進本部要項（平成31年3月7日制定）

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(統括管理者)</p> <p>第4条 本学に、地球温暖化対策統括管理者（以下「統括管理者」という。）を置き、財務を所掌する<u>副学長</u>をもって充てる。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年1月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(統括管理者)</p> <p>第4条 本学に、地球温暖化対策統括管理者（以下「統括管理者」という。）を置き、財務を所掌する<u>理事</u>をもって充てる。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学大学戦略会議規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 戦略会議に関する庶務は、関係部課の協力を得て、<u>経営企画室</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年1月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 戦略会議に関する庶務は、関係部課の協力を得て、<u>学長室</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学組織再編検討委員会規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、<u>経営企画室</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年1月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、<u>学長室</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>

学生の短期派遣及び外国人留学生の受入によるグローバルキャンパス構築とグローバル教育人材育成プロジェクト実施委員会規程の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 国際を所掌する副学長が委嘱する者 若干名</p> <p>(2) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員長等)</p> <p>第6条 委員会に委員長を置き、委員長は第4条第1号の委員のうちから国際を所掌する副学長が指名し、副委員長は、委員長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年1月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 国際を所掌する理事が委嘱する者 若干名</p> <p>(2) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員長等)</p> <p>第6条 委員会に委員長を置き、委員長は第4条第1号の委員のうちから国際を所掌する理事が指名し、副委員長は、委員長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学宿舍貸与者等の選定等に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(希望調書の提出)</p> <p>第2 貸与等を希望する者は、職員宿舍貸与希望調書（別紙様式1）又は職員宿舍入替希望調書（別紙様式2）を毎年1月末日までに所属の課長、<u>経営企画室長</u>又は監査室長（教員にあっては、学系支援課長又は附属学校課長）を経由して、財務課へ提出しなければならない。ただし、提出期日後に貸与等を希望する事情が生じたときは、随時これを提出することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年1月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(希望調書の提出)</p> <p>第2 貸与等を希望する者は、職員宿舍貸与希望調書（別紙様式1）又は職員宿舍入替希望調書（別紙様式2）を毎年1月末日までに所属の課長、<u>学長室長</u>又は監査室長（教員にあっては、学系支援課長又は附属学校課長）を経由して、財務課へ提出しなければならない。ただし、提出期日後に貸与等を希望する事情が生じたときは、随時これを提出することができる。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学戦略評価推進本部要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て<u>経営企画室</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年1月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て<u>学長室</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>